

学校給食用物資納入に関する遵守事項

平成 24 年 10 月 1 日

改正平成 30 年 1 月 12 日

改正令和元年 11 月 1 日

改正令和 5 年 4 月 3 日

改正令和 7 年 11 月 20 日

(目的)

第 1 条 学校給食衛生管理基準（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づき、松前町立学校給食センター（以下、「給食センター」という。）への学校給食用物資納入に際して、遵守すべき事項を下記のとおり定める。

(物資入札及び契約)

第 2 条 学校給食用物資は見積依頼書により、基本として 2 箇月毎（野菜・卵は毎月）に入札を行い、納入物資によっては安定的な物資の確保を鑑み、年間毎（主にアレルギーに関する物資）及び学期毎とし、価格・品質・規格・産地等を考慮して決定する。ただし、年間毎及び学期毎の場合においては、やむを得ない価格の変動等により事前に物資納入業者から申し出があれば協議し変更決定することができる。

第 3 条 決定（契約締結）は、発注及び契約書の提出依頼を以て代えるものとする。（落札に至らなかった業者には FAX 又は電話にて報告する）

(見積書)

第 4 条 見積書の提出期限を厳守すること。

- 2 原則提出期限を守らなかった場合、入札参加不可とする。
- 3 見積依頼書の規格に沿ったものを提出すること。
- 4 見積書の備考欄には、産地・メーカー・銘柄などを記入する。

(物資の品質及び規格)

第 5 条 物資は町内産、県内産、国内産の順を原則とする。

- 2 物資の品質及び規格について特に指示のない場合は、市場に流通している程度とする。
- 3 加工品は、製品の製造元、材料の配合表（原料、調味料、添加物、栄養価、アレルギー物質、産地など）が明示されている資料を添付すること。
- 4 遺伝子組み換えによる物資は、原則認めない。
- 5 落札した品目は自ら品質保証をし、責任を持って納品すること。

(物資納入時間)

第 6 条 物資の納入については、下記に掲げる時間に納品し検収を完了するものとする。

- (1) 野菜・果物（当日の午前 7：30 から午前 8：00）
- (2) 肉製品・魚介類・卵・豆腐・あげ・蒟蒻・練り製品・麵類・冷凍品（当日の午前 7：30 から午前 8：00）
- (3) 煮干し・ちりめん・小煮干し（前日の午後 1：00～午後 3：00）
- (4) 冷蔵・一般食品（乾物）（前日の午後 1：00～午後 3：00）

(物資納入)

第 7 条 納品温度を守り、見積書に記載した規格の品を納品すること。

第8条 物資は新鮮かつ異味・異臭・異色のない衛生的なものであること。

第9条 食肉及び魚は前日の午後以降に加工し、袋を二重にして詰め、ドリップの出ない温度管理(食肉はチルド状)のうえ、納入すること。

第10条 給食従事者の立会いの下で検収を受け、必要事項を記入した納品書を事務所に提出すること。

2 検収表に必要事項（生産地・製造工場・ロット・製造年月日・賞味期限・加工日・配達者氏名等）を記入し給食従事者に提出すること。

第11条 納入物資で、規格、品質、数量等の指示事項に適合しない場合は、速やかに返品・交換に応じ、量目不足の発生を防止すること。

2 不適合納入の場合、製造上の問題や改善策を明記し、文書にて提出すること。（給食センター登録業者名の報告書を添付すること）

第12条 納入物資により調理場に損害を与える、又は学校給食の運営に支障を生じさせた場合はこれに対する補償措置を命じ、場合によっては物資納入の一時停止を行う。

第13条 注文数は正確に納入し、予備がある場合は分けて納入すること。

第14条 納品の際に持ち込んだ段ボール等は、当日午後4：00までに回収すること。
(衛生管理)

第15条 給食物資取扱事業所（工場を含む）は、衛生管理及び従業員の健康管理に万全を期すること。（腸内細菌検査を実施するよう努めること。）

第16条 物資の配送には万全を期し、特に温度、鮮度に注意し、保冷、冷凍を必要とする物資については、必ず保冷車又は冷凍車で配送すること。（配送に使用する車両は食品配送専用車両で行うこと。）

第17条 納品時には清潔な服装を着用すること。

2 物資に頭髪等の混入を防ぐため帽子着用

3 給食センターでの手洗い厳守

第18条 必要に応じて保健所の食品衛生監視票を提出すること。

(物資代金)

第19条 物資代金の請求書は、当該月物資の最終使用日で締め切り、1ヶ月分をまとめて、翌月の5日までに提出すること。

2 代金の支払いは、請求書受理後30日以内に支払うことを基本とする。

第20条 発注後、納入物資の数量に変更があっても、落札時の単価とする。

(その他)

第21条 見積書及び請求書には、貴社名と代表者名を必ず記載し、押印した原本を提出すること。

第22条 給食センターが、事業所（工場含む）の視察を申し入れた場合には、これに応じること。

第23条 警報等（暴風（雪）警報、大雨警報、洪水警報、特別警報、大雪警報、波浪警報及び震度5以上の地震が発生した場合）の発令及び学年（学級）閉鎖に伴う学校給食の中止により納入物資に関する変更が生じた時は、納入物資の返品に協力すること。

第24条 この遵守事項及び学校給食衛生管理基準に反する場合は、入札一時停止又はその他

の処分を課すことがある。

第25条 本書に定めのない事項は、町と事業者が協議の上、決定する。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年1月12日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年11月20日から施行する。